

倫理規程

（目的）

第1条 この規定は、社会福祉法人クムレ（以下「法人」という。）が実施する事業の実施にあたり、常に自覚しなければならない職員倫理の確立及び保持のために必要な事項を定め、利用者及び利用者の家族並びに地域社会(以下「利用者等」という。)の信頼を損なう行為を防止するとともに、社会福祉事業に対する信頼の確保を図ることを目的とする。

（組織の使命及び社会的責任）

第2条 法人は、その設立目的に従い、業務活動を発展させることにより、法人理念に定める目的の達成に重大な責務を負っていることを十分認識して、事業運営に当たらなければならない。

（定義）

第3条 この規程における「役職員等」とは、役員（理事及び監事）及び職員、嘱託職員及び契約職員となり、雇用形態や役職に限らない法人の従業者をいう。

2 この規程における「法令等」とは、法律及びこれに基づく命令（関連する告示、通知を含む。）、条例並びに定款、自主行動基準及び各種規程等明確に文章化された社会ルールをいう。

（社会的信用の維持）

第4条 役職員等は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持向上に努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第5条 役職員等は、基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

（法令等の遵守）

第6条 法人は、法令を遵守し、適正に事業を運営しなければならない。

2 前項の法令遵守に関する制度については、法令遵守規程による。

3 法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

(私的利益追求の禁止)

第7条 役職員等は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

(利益相反等の防止及び開示)

第8条 法人は、利益相反を防止することを示すため、役員の職歴及び賞罰について自己申告をさせるとともに、情報公開しなければならない。

2 理事会の決議に当たっては、当該議案について特別の利害関係を有する理事を除いて行わなければならない。

3 法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第9条 役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第10条 法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第11条 法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

2 前項の個人情報の保護に関する制度については、個人情報保護規程による。

附 則

(規程の改廃)

第1条 この規程の改廃は、「規程等管理規程」による。

(実施時期)

第2条 この規程は、令和3年7月1日から施行する。